

1. パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について

パートナーシップ・ファミリーシップ制度については、令和8年第2回市議会定例会における個人質問で取り上げられ、その際、市として制度導入に関する方向性について検討する考えである旨を答弁しております。また、件数としては多くはないものの、市民の方からも制度導入を希望する声が寄せられています。

また、全国的に制度の導入が進んでおり、千葉県内においても導入する自治体が広がりつつある中、国においては令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。

さらに、第4次印西市男女共同参画プランでは、市民の性の多様性への理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、「性的少数者に関する理解促進及び啓発」を取組の一つに位置付けています。

こうした状況を踏まえ、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入に向けた具体的な検討を進めることとしました。

本制度は法律上の婚姻が認められていない、性的マイノリティ（LGBTQ等）のお2人の、生活上の困りごとを軽減し、当事者の方々の暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度です。法律上の婚姻とは異なり、法的効力を生じさせるものではありませんが、市が本制度の導入をひとつのきっかけとして、多様な性への理解が深まり、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会となることが大切であると考え、導入について制度設計を進めていくものです。

パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓した方には市から受理証明書などを発行し、その証明書を提示することで、自治体が定める行政サービスや、民間が提供しているさまざまなサービスが利用できるようになります。

2. 導入が進む現状（県内の動向）※R8.8現在

千葉県内において導入済の自治体は19自治体（千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・習志野市・柏市・市原市・流山市・君津市・富津市・浦安市・袖ヶ浦市・我孫子市・鎌ヶ谷市・佐倉市・八千代市・野田市・四街道市）。

3. 導入の必要性（効果）

- ・住民の不利益解消：「家族として扱われない」ことにより生じる手続上の不利益を軽減
- ・広域的な整合：県内の制度拡大を踏まえ、転入転出時の負担軽減（都市間連携）

4. 制度の概要

(1)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ

性的マイノリティ（LGBTQ等）のお2人からパートナーシップ関係にあることの宣誓・届出があった場合、書類確認の上、お2人の関係性を認め受理証明書等を交付する。

※書類の確認や交付に関する手続きは男女共同参画係を想定

【パートナーシップ】

お互いを人生のパートナーと誓った二人の関係を自治体に宣誓・届出をし、証明書を受け取る。

【ファミリーシップ】

パートナーシップ関係にある2人だけでなく、それぞれまたはいずれか一方のお子さんや親などの家族も含めて公認・証明する。

(2)受理証明書等で受けられるサービス

- ・行政サービス：自治体ごとに設定（他市の状況については別添資料2のとおり）
- ・民間サービス（一例）：生命保険の保険金受取人指定、損害保険・自動車保険等での配偶者と同様の取り扱い、住宅ローンにおけるペアローンの利用、クレジットカードの家族カードの作成、携帯電話の家族割の適用、賃貸住宅の入居審査書類としての利用など。

(3)法的な効力

法律上の婚姻とは異なり、相続権や税制上の優遇といった法的効力が生じるものではない。